

第3章

仕事を辞めさせられるとき、 辞めるとき

Q13 解雇 32

ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って
……これってあり？

Q14 退職 34

会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない……
これってあり？

Q13

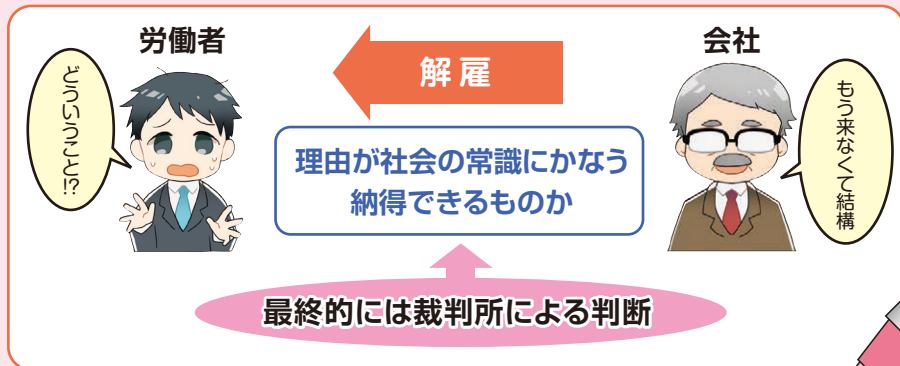
ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って……これってあり？



A

解雇には社会の常識にかなう納得できる理由が必要となります。

解雇＝会社が労働契約を一方的に終わらせて労働者を辞めさせること。



社会の常識にかなう納得できる理由のない解雇は無効。特に次のような場合についての解雇は禁止。

解雇が禁止される主な場合

労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上災害の療養のために休業する期間とその後30日間の解雇 ・産前産後の休業期間とその後30日間の解雇 ・労働基準監督官に申告したことを理由とする解雇
労働組合法	<ul style="list-style-type: none"> ・労働組合の組合員であることなどを理由とする解雇
男女雇用機会均等法	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の性別を理由とする解雇 ・女性労働者が結婚・妊娠・出産・産前産後休業したことなどを理由とする解雇
育児・介護休業法	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者が育児・介護休業等の育児・介護休業法上の制度利用を申し出たこと、又は取得したことを理由とする解雇

困ったら労働基準監督署や総合労働相談コーナーに相談しよう！



たとえ解雇が有効であっても、解雇を行う場合、30日以上前の予告か、30日分以上の平均賃金を支払う必要があります。

知っておきましょう！

アルバイトや契約社員など、契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、契約期間中に解雇することは、「契約違反」となり、原則としてできません(やむを得ない事由がある場合を除く)。

A

辞めさせてもらえないなど働いている会社とトラブルがあったら、総合労働相談コーナーに相談しましょう。

あらかじめ契約期間が定められていないときは、労働者は少なくとも2週間前までに退職の申し出をすれば、法律上はいつでも辞めることができます。

※期間によって報酬を定められた場合は、別の定めがありますので「総合労働相談コーナー」に相談してください。

※ただし、就業規則で退職手続が定められている場合、その内容が合理的であれば従う必要がありますので、確認しておきましょう。

知っておきましょう!

アルバイトや契約社員など、契約期間に定めのある労働契約を結んでいる場合、契約期間の満了前に退職することは「契約違反」となり、原則としてできません(やむを得ない事由がある場合を除く)。



個別労働関係紛争解決促進制度

辞めさせてもらえないなど働いている会社との間でトラブルがあったら、都道府県労働局(総合労働相談コーナー)において、簡易・迅速にトラブルの解決を支援する制度があります。

詳しくは

個別労働関係紛争の解決

検索







※退職した場合には、各種健康保険や年金の切り替え手続きが必要です。

年金は市町村の窓口で手続きをしましょう。また、各種健康保険は市町村の窓口または再就職先などで必要な手続きをしましょう。(養っている家族がいる場合には、その人についても同様に手続きが必要です。)

働く人のための相談窓口

働く上で疑問や悩みがありましたら、次の窓口に相談してみてください。
相談はいずれも無料です。

総合労働 相談コーナー	労働問題に関するあらゆる分野の相談の受付(労働条件、解雇、いじめ・嫌がらせなど) HP https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html	
ハローワーク (公共職業安定所)	職業相談、職業紹介・指導、職業訓練の受講あっせん、雇用保険の給付(仕事探し、失業給付、職業訓練など) HP https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html	
労働基準監督署	賃金、労働時間、労働者の安全と健康の確保などについての監督、指導、労働基準関係法令に基づく許可、認可などの事務(安全の確保など) HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html	
都道府県労働局 雇用環境・ 均等部(室)	・性別による差別、セクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産、育児休業などを理由とする不利益な取扱い(退職強要、解雇、降格、契約の更新拒否(雇止め)など)、妊産婦の健康管理などに関する相談の受付 ・仕事と子育てや介護との両立支援 ・非正規雇用労働者の待遇改善 ※派遣労働者の待遇改善は、職業安定部・需給調整事業部 HP https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/	
労働委員会	労働組合と使用者(会社)との間のトラブルの調整、使用者が組合員への不利益な取扱いを行った場合や組合との団体交渉を正当な理由なく拒否した場合の審査、労働者と会社との間の個別のトラブル(辞めさせられた、辞めさせてもらえないといったトラブルなど)の解決の支援 HP 中央労働委員会 https://www.mhlw.go.jp/churoi/ 都道府県労働委員会 https://www.mhlw.go.jp/churoi/chihou/pref.html	 中央労働委員会  都道府県労働委員会
日本司法支援 センター (法テラス)	労働問題に関する法的トラブルの解決の支援 HP https://www.houterasu.or.jp	
日本年金機構	厚生年金保険に関する相談の受付 HP 全国の相談・手続き窓口 https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html 電話での年金相談窓口 https://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html	 全国の相談・手続き窓口  電話での年金相談窓口

※読み取りにくいときは、周囲を手などで隠してください。

各都道府県に設置されている労政事務所や労働相談窓口でも労働相談を受け付けていますので、住まいの都道府県のホームページなどをご覧ください。

